

## (仮称) 久留米市こども計画 (骨子)

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の目的

令和5年4月1日こども基本法が施行され、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、**少子化が進む中**、誰もが安心して子育てができ、全てのこども・若者が夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

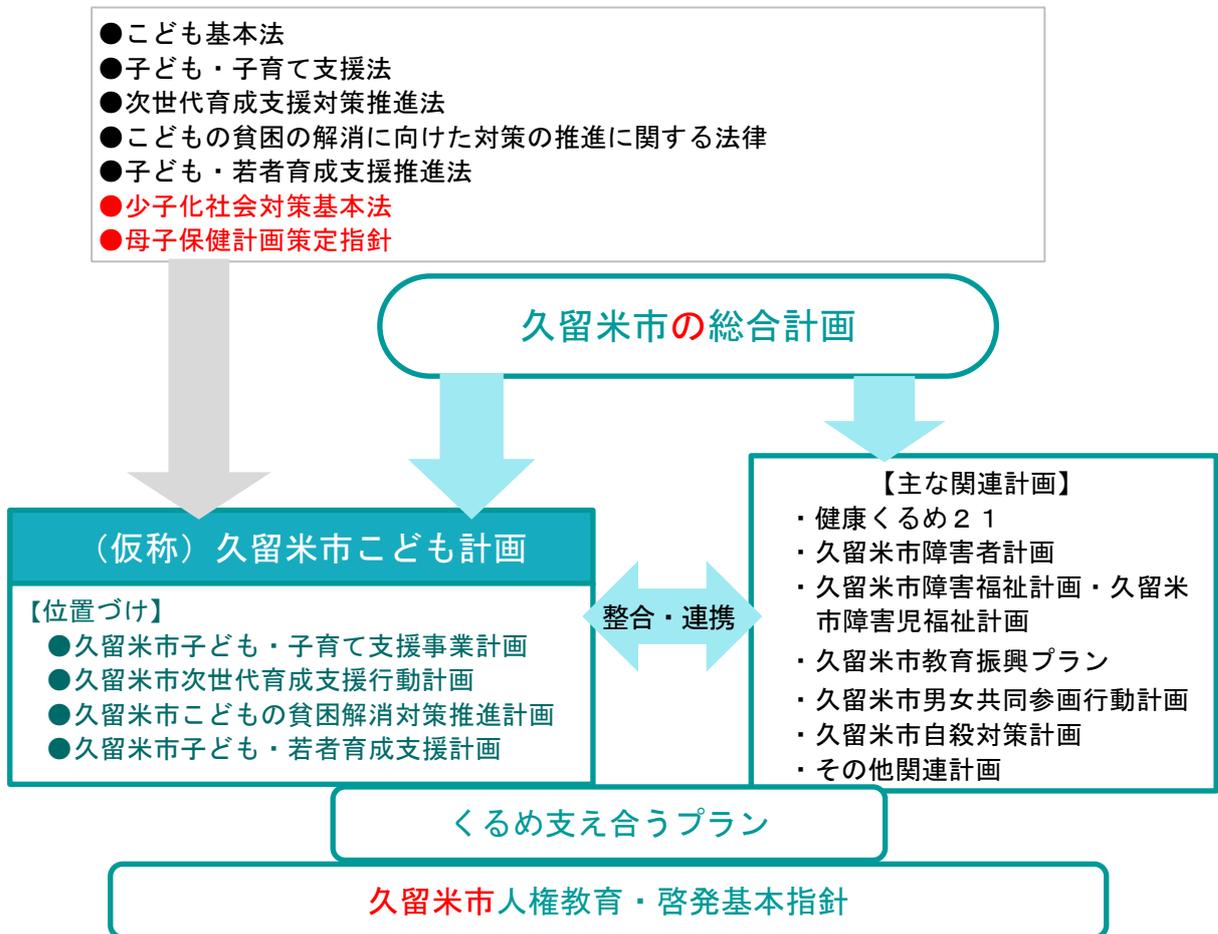
こうした状況を踏まえ、こども施策・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、計画を策定します。

#### 2 位置づけ

この計画は、**久留米市の総合計画**に即したこども・若者・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、こども基本法に基づく「久留米市こども計画」として位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画などを含むものとします。

## 【計画の位置づけ】



### 3 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念・基本視点

#### (1) 基本理念

##### 「こどもの笑顔があふれるまちづくり」

こども・若者や子育てを地域社会全体で支援し、安心してこどもを生き育てられる環境をつくり、すべてのこども・若者が夢や希望をもって幸せな状態で成長できる、こどもの笑顔があふれるまちを目指します。

#### (2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、こども大綱や福岡県こども計画を踏まえ、次の6つを基本視点とします。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられるようにする
- ⑥こどもや若者、子育て当事者が夢や希望を持つことができるよう、こども・若者、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

## 2 基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の5つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

### ①子ども・若者の権利を保障するまちづくり

子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現を行うことができる、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個人として尊重し、将来にわたり最善の利益を図ることができるよう社会全体で後押しをします。

### ②全ての子ども・若者が夢や希望をもって成長できる環境づくり

子どもや若者が、生まれ育った環境の違いにより、自らの人生の選択肢が極端に狭まることは望ましくありません。子ども・若者の状況に応じて必要な支援を受けることができ、自分らしく幸せな状態で社会生活を送れるよう、切れ目なく支えます。

### ③安心して生み育てられる環境づくり

子どもの健やかな成長のためには、安心して子どもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育・子育て支援ニーズの多様化、子育て家庭の状況に応じた不安や悩みなどに対応できる施策の更なる充実を図ります。

### ④子どもの健やかな育ちを守る社会づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、すべての子どもが夢や希望をもって成長できる環境が必要です。子どもの育ちに困りごとを抱える家庭へのきめ細かな支援や子どもの育ちを地域で見守る社会づくりを行います。

### ⑤子ども・若者・子育てを支え合う地域づくり

子育てや子ども・若者の成長は家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が必要です。地域で支え合える環境や多様な主体の協働による支援の中で妊娠・出産・子育てができる、子ども・若者や子育て家庭が孤立しない地域づくりを行います。

### 3 施策の体系

基本理念	基本視点	基本目標	施策の方向性
<div data-bbox="240 409 403 2011" style="border: 2px solid #00a09a; border-radius: 25px; padding: 10px; writing-mode: vertical-rl; font-size: 24px; font-weight: bold;">                     こどもの笑顔があふれるまちづくり                 </div>	こども・若者が権利の主体として尊重される	こども・若者の <b>権利を保障する</b> <b>まちづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども・若者の権利を大切にする取組の推進</li> <li>・ こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保</li> </ul>
	こどもや若者、子育て当事者の視点が尊重される	全ての こども・若者が <b>夢や希望をもって成長できる</b> <b>環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの成長を支える環境の整備</li> <li>・ 若者の社会的自立を支える取組の推進</li> <li>・ こども・若者の居場所づくりの推進</li> <li>・ 出会い・結婚支援の推進</li> </ul>
	ライフステージに応じて切れ目なく支援する	安心して生み 育てられる <b>環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠・出産に対する支援</li> <li>・ 切れ目のない子育て支援サービスの充実</li> <li>・ 幼児教育・保育サービスの充実</li> <li>・ 子育てに関わる経済的負担の軽減</li> </ul>
	こども・若者が幸せな状態で成長できる	こどもの 健やかな育ちを <b>守る</b> <b>社会づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援</li> <li>・ こどもの貧困対策の推進</li> <li>・ 児童虐待の防止</li> <li>・ 困りごとを抱えるこどもへの支援</li> </ul>
	若い世代の結婚や子育ての希望をかなえる	こども・若者 ・ 子育てを 支え合う <b>地域づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進</li> <li>・ 地域での交流の場や居場所づくりの推進</li> <li>・ 子育てと仕事の両立の促進</li> <li>・ 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化</li> </ul>

#### 4 基本目標に対する成果指標

成果指標	現状値	目標値 令和11年度
<b>第3章の「主な取組」を 整理したうえで次回提示</b>		

#### 5 SDGsとの関係

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向け施策・事業を進めていくにあたり、欠かせない視点です。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。

### 第3章 施策の内容

#### 基本目標1 「こども・若者の権利を保障するまちづくり」

##### 【施策の方向性】

###### (1) こども・若者の権利を大切にす取組の推進

こども・若者を個人として尊重し、その権利を保障し、今とこれからの最善の利益を図るためにも、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会で後押しすることが大切です。こども・若者の当事者の意見を聞きながら施策を進めるとともに、周りの大人も、そのことを認識して取り組むよう、啓発に努めます。

###### (2) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

こども・若者の意見表明や社会参画の機会を確保することは、当事者のニーズを的確に捉えることによる施策の実効性や自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。こども・若者ととも社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べるができる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

##### 【主な取組】

内容は次回提示

#### 基本目標2 「全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる環境づくり」

##### 【施策の方向性】

###### (1) こどもの成長を支える環境の整備

こどもが安全・安心が確保された場で、様々な体験の機会を得ながら、自己肯定感を高めることができる環境を整えるとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支援していきます。

###### (2) 若者の社会的自立を支える取組の推進

若者が自らの適性等を理解したうえで、就職や進学などのライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者に対する相談支援体制の充実を図ります。

###### (3) こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者が将来にわたって幸せな状態で成長するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高める

ことが重要です。こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若者の居場所づくりなどに取り組みます。

#### (4) 出会い・結婚支援の推進

若い世代がライフイベントの重なる時期において、社会の中で自らを活かす場をもつことができ、将来の見通しを持てるようにすることは重要です。多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代の視点に立って、自らの主体的な選択により、結婚したいと望んだ時に実現できるよう、出会いの機会の創出や経済的な支援などを行います。

### 【主な取組】

内容は次回提示

## 基本目標3 「安心して生み育てられる環境づくり」

### 【施策の方向性】

#### (1) 妊娠・出産に対する支援

こどもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

#### (2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況やこどもの成長や発達の段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。また、子育てへの負担軽減の観点から、学童保育や病児保育など様々な保育サービスの充実を図ります。

#### (3) 幼児教育・保育サービスの充実

少子化や共働き家庭の増加などの社会環境の変化を踏まえ、幼児教育・保育のニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、質の高い幼児教育・保育の取組を進めるとともに、障害の有無に関わらずこども達が成長できる環境の整備を進めます。

さらには、様々な保護者の就労形態に対応した多様な保育サービスに引き続き取り組みながら、こども誰でも通園などの新たな保育サービスにも取り組みます。

#### (4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用

の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組めます。

## 【主な取組】

内容は次回提示

## 基本目標4 「こどもの健やかな育ちを守る社会づくり」

### 【施策の方向性】

#### (1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害、慢性疾患のあるこどもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かな配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組めます。

#### (2) こどもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、こどもたちが社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組めます。

#### (3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困りごとに関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

#### (4) 困りごとを抱えるこどもへの支援

ヤングケアラーなどの悩みや困りごとを抱えるこどもの相談対応において、関係機関・団体、地域と連携・協力し、こども・若者など当事者の声に耳を傾け、当事者の視点に立ち、取り巻く環境改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。また、関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。

## 【主な取組】

内容は次回提示

## 基本目標5 「こども・若者・子育てを支え合う地域づくり」

### 【施策の方向性】

#### (1) 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進

地域でのこども・若者・子育てを支え合う活動の担い手を育成しながら、活動の促進を図るとともに、地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業者など地域の多様な主体と協働した取組を進めます。また、様々な地域資源とこども・若者や子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てなどができる環境づくりに取り組みます。

#### (2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

こども、若者や子育て中の保護者などが交流できる場の提供や、当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体などとの協働や住民同士の支え合いにより、地域におけるこども・若者や子育て家庭の居場所づくりなどに取り組み、こども・若者や子育て家庭の孤立化を防ぎます。

#### (3) 子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。

#### (4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

こども・若者・子育て支援は社会全体で関わる必要があります。情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます。

### 【主な取組】

内容は次回提示

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 児童人口の推計

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生児童の人口について、コーホート変化率法をもとに推計する。

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計表】

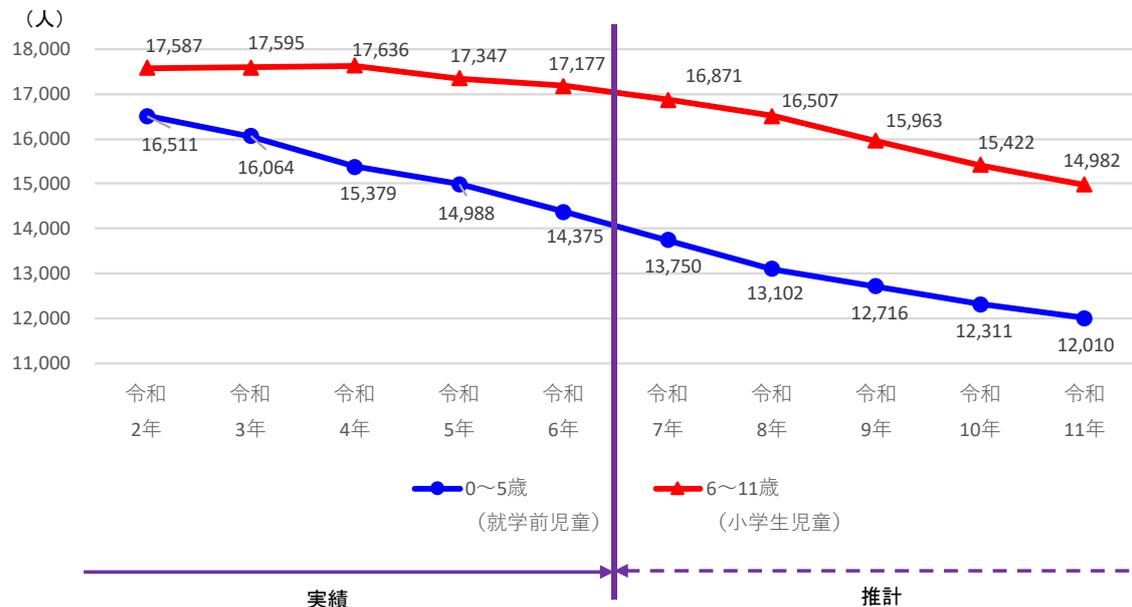
(単位：人)

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	2,579	2,367	2,289	2,242	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
1歳	2,686	2,661	2,381	2,354	2,245	2,184	2,014	1,990	1,973	1,954
2歳	2,720	2,683	2,626	2,369	2,352	2,238	2,177	2,008	1,984	1,967
3歳	2,689	2,747	2,661	2,631	2,359	2,359	2,244	2,183	2,014	1,990
4歳	2,922	2,686	2,732	2,653	2,634	2,357	2,356	2,241	2,181	2,013
5歳	2,915	2,920	2,690	2,739	2,638	2,634	2,357	2,356	2,238	2,179
0～5歳 (就学前児童)	16,511	16,064	15,379	14,988	14,375	13,750	13,102	12,716	12,311	12,010
6歳	2,963	2,897	2,891	2,684	2,734	2,622	2,621	2,345	2,344	2,227
7歳	2,930	2,999	2,902	2,884	2,678	2,744	2,630	2,629	2,352	2,351
8歳	2,897	2,923	2,988	2,915	2,892	2,680	2,746	2,633	2,633	2,355
9歳	3,018	2,899	2,940	3,006	2,910	2,902	2,690	2,756	2,642	2,642
10歳	2,872	3,014	2,904	2,944	3,007	2,910	2,904	2,690	2,758	2,644
11歳	2,907	2,863	3,011	2,914	2,956	3,013	2,916	2,910	2,693	2,763
6～11歳 (小学生児童)	17,587	17,595	17,636	17,347	17,177	16,871	16,507	15,963	15,422	14,982
児童数合計	34,098	33,659	33,015	32,335	31,552	30,621	29,609	28,679	27,733	26,992

※令和2～6年実績値：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

※令和7～11年推計値：コーホート変化率法などによる推計値

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計グラフ】



## 2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

### (1) 幼児教育・保育提供区域の設定

「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、幼児教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「幼児教育・保育提供区域」を設定することとされている。

市内の地理的条件や現在のこどもの幼児教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、幼児教育・保育に係る提供区域を設定する。



#### 【各区域の状況】

区域	校区	施設数			
		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
東部	山本・草野・善導寺・大橋・船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈	2	11	1	0
北部	宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島	0	5	6	1
中央部	西国分・荘島・日吉・篠山・京町・南薫・鳥飼・長門石・小森野・金丸	3	17	9	3
中央東部	東国分・御井・合川・山川	1	7	4	0
中央南部	上津・高良内・青峰	0	5	3	1
中央西部	南・安武・荒木・大善寺・津福	1	8	7	1
南西部	城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀧	0	4	6	0

## (2) 幼児教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、就学前の**幼児教育・保育**を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっている。認定区分は以下の3つ。

### 【幼児教育・保育の認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性※1	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※1 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定される。本市では保育の必要性に係る保護者の就労時間の下限を1月あたり64時間としている。

## (3) 量の見込み（ニーズ量）及び対応策の算定に当たっての考え方

令和2年度以降の実績をもとに、令和7年度以降の量の見込み（ニーズ量）を**幼児教育・保育提供区域ごと、認定区分（3号は各年齢）ごと**に算出。（毎年度3月時点の数値）

## (4) 幼児教育・保育に関する量の見込みと対応策

少子化の影響とこれまでの取り組みにより、本計画期間内には、全ての区域・年齢で量の見込みに対して定員数が上回ると見込んでいる。今後も区域・**認定区分**毎の児童数の推移や**幼児教育・保育**の需給状況を考慮のうえ、実績に応じて、適切に定員設定を行うよう**促していく**。

一方で、保護者の就労状況に関わらず子どもを保育施設等に預けることができる「**こども誰でも通園制度**」については今後、**利用者ニーズの動向を見極め、必要に応じた対応を行っていく**。

今後、多様化する保護者の保育ニーズへの対応に加え、国における保育士配置基準の改善等、これまで以上に保育人材の確保が求められる。また、**不適切な保育が行われることを防ぐとともに、さらなる保育の質の向上をめざすため**にも、引き続き保育士確保に取り組む必要があると考えている。

## (ア) 1号認定のこども

### 【量の見込み（入所者数）】

本計画の期間を通じて全ての区域でニーズ量は減少していくと見込んでいる。1号認定の全体の人数は減少しているが、ほとんどの区域において、預かり保育を利用する園児の割合は増加する見込み。

### 【対応策（定員数）】

本計画の期間を通じて全ての区域で量の見込み（入所者数）を充足する定員数があると見込んでいる。

## (イ) 2・3号認定のこども

### 【量の見込み（利用申込者数）】

本計画の期間を通じて全ての区域でニーズ量は減少していくと見込んでいる。また、出生数の低下により0歳児の減少が著しくなっている。

### 【対応策（定員数）】

本計画の最終年度までには全ての区域で量の見込み（利用申込者数）を充足する定員数があると見込んでいる。

《市全体》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		1,281	773	4,890	1,085	1,531	1,570
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,435		5,447	909	1,473	1,666
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			242	98	136	130
	対応策計 (B)		3,435		5,689	1,019	1,630	1,819
(B)－(A)		1,381		799	△ 66	99	249	
令和8年度	量の見込み (A)		1,211	742	4,662	1,072	1,430	1,471
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,356	939	1,475	1,672
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
	対応策計 (B)		3,456		5,604	1,051	1,634	1,827
(B)－(A)		1,503		942	△ 21	204	356	
令和9年度	量の見込み (A)		1,170	724	4,589	1,062	1,406	1,378
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,344	943	1,473	1,672
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
	対応策計 (B)		3,456		5,592	1,055	1,632	1,827
(B)－(A)		1,562		1,003	△ 7	226	449	
令和10年度	量の見込み (A)		1,101	693	4,250	1,053	1,385	1,355
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,344	965	1,488	1,687
		地域型保育事業				17	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
	対応策計 (B)		3,456		5,592	1,082	1,647	1,842
(B)－(A)		1,662		1,342	29	262	487	
令和11年度	量の見込み (A)		1,065	672	4,048	1,030	1,366	1,333
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	3,456		5,344	965	1,488	1,687
		地域型保育事業				17	21	23
		届出保育施設			248	101	141	136
	対応策計 (B)		3,456		5,592	1,083	1,650	1,846
(B)－(A)		1,719		1,544	53	284	513	

《東部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度		量の見込み (A)	56	41	638	106	144	150
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)		156	722	92	160	171
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)		156	740	93	162	174
	(B)－(A)		59	102	△13	18	24	
令和8年度		量の見込み (A)	51	38	587	104	132	141
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)		156	770	107	171	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)		156	788	108	173	190
	(B)－(A)		67	201	4	41	49	
令和9年度		量の見込み (A)	46	35	539	102	128	129
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)		156	758	101	169	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)		156	776	102	171	190
	(B)－(A)		75	237	0	43	61	
令和10年度		量の見込み (A)	42	31	485	101	126	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)		156	758	101	169	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)		156	776	102	171	190
	(B)－(A)		83	291	1	45	65	
令和11年度		量の見込み (A)	40	29	456	96	125	123
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)		156	758	101	169	187
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計 (B)		156	776	102	171	190
	(B)－(A)		87	320	6	46	67	

《北部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度		量の見込み (A)	81	49	464	64	141	166
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	347		538	83	139	180
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
		対応策 計 (B)	347	538	83	140	184	
	(B)－(A)	217	74	19	△1	18		
令和8年度		量の見込み (A)	78	48	454	64	125	129
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
		対応策 計 (B)	346	541	83	141	185	
	(B)－(A)	220	87	19	16	56		
令和9年度		量の見込み (A)	74	45	521	63	124	115
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
		対応策 計 (B)	346	541	83	141	185	
	(B)－(A)	227	20	20	17	70		
令和10年度		量の見込み (A)	65	39	375	63	123	114
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
		対応策 計 (B)	346	541	83	141	185	
	(B)－(A)	242	166	20	18	71		
令和11年度		量の見込み (A)	57	35	327	60	122	113
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	346		541	83	140	181
		地域型保育事業				0	1	4
		届出保育施設			0	0	0	0
		対応策 計 (B)	346	541	83	141	185	
	(B)－(A)	254	214	23	19	72		

《中央部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		457	250	1,396	356	445	450
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,182		1,508	279	441	491
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			124	57	80	80
	対応策 計 (B)		1,182		1,632	347	537	587
(B)－(A)		475		236	△9	92	137	
令和8年度	量の見込み (A)		429	230	1,313	350	411	441
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
	対応策 計 (B)		1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		526		298	7	125	145	
令和9年度	量の見込み (A)		419	223	1,283	348	404	406
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
	対応策 計 (B)		1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		543		328	9	132	180	
令和10年度	量の見込み (A)		399	209	1,221	346	401	400
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
	対応策 計 (B)		1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		577		390	11	135	186	
令和11年度	量の見込み (A)		384	199	1,174	345	398	397
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業				11	16	16
		届出保育施設			130	59	82	82
	対応策 計 (B)		1,185		1,611	357	536	586
(B)－(A)		602		437	12	138	189	

《中央東部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		325	55	671	160	225	207
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	686		659	126	208	216
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
	対応策 計 (B)		686	671	134	216	223	
(B)－(A)		306	0	△26	△9	16		
令和8年度	量の見込み (A)		306	52	633	159	210	204
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	128	206	212
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
	対応策 計 (B)		683	623	136	214	219	
(B)－(A)		325	△10	△23	4	15		
令和9年度	量の見込み (A)		295	51	612	159	210	201
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	130	206	212
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
	対応策 計 (B)		683	623	138	214	219	
(B)－(A)		337	11	△21	4	18		
令和10年度	量の見込み (A)		280	48	581	158	209	197
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	147	221	227
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
	対応策 計 (B)		683	623	155	229	234	
(B)－(A)		355	42	△3	20	37		
令和11年度	量の見込み (A)		274	47	568	155	207	194
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	683		611	147	221	227
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
	対応策 計 (B)		683	623	155	229	234	
(B)－(A)		362	55	0	22	40		

《中央南部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		76	35	448	99	151	159
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	69	128	135
		地域型保育事業				1	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計 (B)	182		452	75	136	142
	(B) - (A)		71		4	△ 24	△ 15	△ 17
令和8年度	量の見込み (A)		74	34	433	98	138	136
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	72	128	135
		地域型保育事業				1	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計 (B)	182		452	78	136	142
	(B) - (A)		74		19	△ 20	△ 2	6
令和9年度	量の見込み (A)		69	32	411	96	137	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	75	128	135
		地域型保育事業				1	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計 (B)	182		452	81	136	142
	(B) - (A)		81		41	△ 15	△ 1	17
令和10年度	量の見込み (A)		64	29	383	94	135	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	78	128	135
		地域型保育事業				6	2	1
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策計 (B)	182		452	89	136	142
	(B) - (A)		89		69	△ 5	1	17
令和11年度	量の見込み (A)		59	27	352	90	134	123
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	182		444	78	128	135
		地域型保育事業				6	2	1
		届出保育施設			8	6	9	10
		対応策計 (B)	182		452	90	139	146
	(B) - (A)		96		100	0	5	23

《中央西部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		196	291	815	211	299	<b>294</b>
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	665		1,008	173	240	283
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策 計 (B)		665	1,032	199	277	311	
(B)－(A)		178	217	△ 12	△ 22	<b>17</b>		
令和8年度	量の見込み (A)		188	<b>291</b>	<b>807</b>	210	<b>291</b>	<b>282</b>
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	172	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策 計 (B)		687	1,022	198	274	313	
(B)－(A)		<b>208</b>	<b>215</b>	△ 12	△ 17	<b>31</b>		
令和9年度	量の見込み (A)		184	291	<b>799</b>	207	<b>283</b>	271
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	177	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策 計 (B)		687	1,022	203	274	313	
(B)－(A)		212	<b>223</b>	△ 4	△ 9	42		
令和10年度	量の見込み (A)		171	291	<b>791</b>	205	<b>274</b>	269
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	179	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策 計 (B)		687	1,022	205	274	313	
(B)－(A)		225	<b>231</b>	0	<b>0</b>	44		
令和11年度	量の見込み (A)		175	291	<b>783</b>	201	<b>266</b>	265
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	687		998	179	237	285
		地域型保育事業				0	2	2
		届出保育施設			24	26	35	26
	対応策 計 (B)		687	1,022	205	274	313	
(B)－(A)		221	239	4	8	48		

《南西部》

		幼児教育のみ	保育の必要性あり					
			3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児	
			幼児教育の利用希望が強い	左記以外				
令和7年度	量の見込み (A)		90	52	458	89	126	144
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		568	87	157	190
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計 (B)		217	624	88	162	198
	(B) - (A)		75	166	△1	36	54	
令和8年度	量の見込み (A)		85	49	435	87	123	138
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計 (B)		217	567	91	160	192
	(B) - (A)		83	132	4	37	54	
令和9年度	量の見込み (A)		83	47	424	87	120	131
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計 (B)		217	567	91	160	192
	(B) - (A)		87	143	4	40	61	
令和10年度	量の見込み (A)		80	46	414	86	117	125
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計 (B)		217	567	91	160	192
	(B) - (A)		91	153	5	43	67	
令和11年度	量の見込み (A)		76	44	388	83	114	118
	対応策	教育・保育施設等 (幼稚園・認定こども園・保育所)	217		511	90	155	184
		地域型保育事業	/		/	0	0	0
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計 (B)		217	567	91	160	192
	(B) - (A)		97	179	8	46	74	

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法等に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業のニーズ量の算出及び対応策を設定します。

#### 【本市の地域子ども・子育て支援事業】

	国の事業名	本市の事業名	区域
(1)	利用者支援事業	子育て世代包括支援事業	市内全域
(2)	延長保育事業	延長保育事業	市内全域
(3)	放課後児童健全育成事業	学童保育事業	市内全域
(4)	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て短期支援事業	市内全域
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	新生児及び妊産婦訪問指導事業	市内全域
(6)	養育支援訪問事業	エンゼル支援訪問事業(専門的訪問支援)	市内全域
(7)-1	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児訪問支援事業	市内全域
(7)-2		エンゼル支援訪問事業(産前産後ヘルパー派遣)	市内全域
(8)	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	—
(9)	親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	—
(10)	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、 <b>児童センター事業、つどいの広場事業</b>	市内全域
(11)	一時預かり事業(幼稚園型)	一時保育事業(幼稚園型)	市内全域
(12)	一時預かり事業(非幼稚園型)	一時保育事業(非幼稚園型)	市内全域
(13)	病児保育事業	病児保育事業	市内全域
(14)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	市内全域
(15)	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査事業	市内全域
(16)	実費徴取に係る補足給付を行う事業	<b>副食費補足給付事業</b>	市内全域
(17)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
(18)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会事業	市内全域
(19)	妊婦等包括支援事業	妊婦等包括支援事業	<b>市内全域</b>
(20)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	—
(21)	産後ケア事業	産後ケア事業	<b>市内全域</b>

(1) 子育て世代包括支援事業 <利用者支援事業>

【量の見込みの算出方法】

こども子育てサポートセンターの「中央センター（基本型・こども家庭センター型）」を1か所とし量の見込みとする。

【量の見込みと対応策】

基本型・こども家庭センター型

(単位：か所)

	実績 見込み	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1	1
対応策	1	1	1	1	1	1

【対応策の内容】

相談対応のワンストップ化や地域子育て支援拠点との連携、人材育成などにより機能充実を図り、中央センターの実施体制の維持に努める。

(2) 延長保育事業

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける2・3号認定の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
東部	量の見込み	248	240	223	208	194	186
	対応策	248	240	223	208	194	186
北部	量の見込み	325	290	268	286	234	217
	対応策	325	290	268	286	234	217
中央部	量の見込み	777	762	724	703	681	666
	対応策	777	762	724	703	681	666
中央東部	量の見込み	388	384	368	357	347	342
	対応策	388	384	368	357	347	342
中央南部	量の見込み	284	308	289	277	266	253
	対応策	284	308	289	277	266	253
中央西部	量の見込み	526	529	519	516	507	505

	対応策	526	529	519	516	507	505
南西部	量の見込み	300	291	273	266	262	251
	対応策	300	291	273	266	262	251

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士の確保を支援し、実施体制を維持に努める。

(3) 学童保育事業 <放課後児童健全育成事業>

【量の見込みの算出方法】

6-11歳の人口推計に、直近年度（令和6年度）の学童保育所入所率等を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	低学年	3,972	3,900	3,866	3,665	3,523	3,352
	高学年	279	1,206	1,149	1,138	1,109	1,098
	合計	4,251	5,106	5,015	4,803	4,632	4,450
対応策		3,910	3,892	3,973	4,093	4,213	4,453

【対応策の内容】

教育委員会と連携し、専用施設の整備、学校施設の活用などにより定員拡大を図り、定員超過校区の解消に努める。また、学童保育所支援員の確保にも努め、実施体制の維持を図る。こうした取組により、全校区での高学年受入の早期実現を図る。

(4) 子育て短期支援事業

【量の見込みの算出方法】

0-17歳の人口推計に直近年度（令和4年度～令和5年度）の利用実績の増加率を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人日)

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用者数	348	358	369	380	391	401

対応策	利用者数	348	358	369	380	391	401
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【対応策の内容】

養護が必要な児童の受入が可能となるよう、事業実施施設や関係機関と連携して実施体制を確保する。

(5) 新生児及び妊産婦訪問指導事業 <乳幼児家庭全戸訪問事業>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に訪問実施率を乗じて算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	訪問対象児数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
	訪問率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	訪問件数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
対応策	訪問件数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907

【対応策の内容】

今後も、全戸訪問が可能となる実施体制を維持するとともに、出生連絡票提出時等に訪問事業を周知し、訪問の受入れがよくなるよう努める。また、市外で訪問時期を迎える家庭については、自治体間の連携による対応を行う。

(6) エンゼル支援訪問事業（専門的訪問支援） <養育支援訪問事業>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位：人回)

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	訪問回数	37	34	34	33	33	33
対応策	訪問回数	37	34	34	33	33	33

【対応策の内容】

対象である家庭が適切な養育を実施できるよう、訪問支援にあたる専門職

に対して、適切な支援を行うための研修の実施や訪問するための体制の整備を行う。

(7) - 1 家事・育児訪問支援事業 <子育て世帯訪問支援事業>

【量の見込みの算出方法】

0-17歳の人口推計に、直近年度（令和6年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

（単位：件）

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実施件数	623	822	802	784	764	746
対応策	実施件数	623	822	802	784	764	746

【対応策の内容】

各支援機関や市民への周知を継続し、不安や悩みを抱えている子育て世帯の把握に努めるとともに、利用者と派遣支援員をスムーズにマッチングするために、受託事業者の増加を図る。

また、適切な養育の実施が可能となるよう支援体制を確保するとともに、地区担当相談員が関係課や関係機関と連携し、子どもの養育環境について支援が必要な家庭の把握に努め、適切な働きかけを実施していく。

(7) - 2 エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣） <子育て世帯訪問支援事業>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

（単位：人回）

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用(実施)回数	1,550	1,428	1,411	1,399	1,387	1,377
対応策	利用(実施)回数	1,550	1,428	1,411	1,399	1,387	1,377

【対応策の内容】

松柏子育て支援センターを拠点に、今後も引き続き支援を提供することが可能となるよう登録ヘルパーの必要数の継続的な確保や、質の向上のための

研修を定期的実施し、実施体制を維持する。

(8) 児童育成支援拠点事業

【対応策の内容】

事業実施について検討。

(9) 親子関係形成支援事業

【対応策の内容】

事業実施について検討。

(10) 地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、**児童センター事業、つどいの広場事業** <地域子育て支援拠点事業>

【量の見込みの算出方法】

0-2歳児の推計人口に、直近年度（令和5年度）の実績を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

（単位：人/月）

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		8,977	8,519	8,180	7,901	7,824	7,758
対応策	箇所数	12	12	12	12	12	12
	確保量	8,977	8,519	8,180	7,901	7,824	7,758

【対応策の内容】

今後の量の見込みに対応可能な支援拠点は確保できている。今後も引き続き、支援者や子育てボランティアなどの人材確保に努め、支援を提供することが可能となる実施体制を維持する。

(11) 一時保育事業（幼稚園型） <一時預かり事業>

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1号認定の児童の**人口推計**に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出。

【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
東部	量の見込み	6,017	5,778	5,302	4,825	4,349	4,110
	対応策	6,017	5,778	5,302	4,825	4,349	4,110
北部	量の見込み	13,732	12,144	11,770	11,116	9,715	8,594
	対応策	13,732	12,144	11,770	11,116	9,715	8,594
中央部	量の見込み	35,619	30,975	28,872	28,127	26,637	25,542
	対応策	35,619	30,975	28,872	28,127	26,637	25,542
中央東部	量の見込み	18,670	17,262	16,262	15,717	14,900	14,582
	対応策	18,670	17,262	16,262	15,717	14,900	14,582
中央南部	量の見込み	5,317	4,404	4,285	4,007	3,690	3,412
	対応策	5,317	4,404	4,285	4,007	3,690	3,412
中央西部	量の見込み	45,699	34,666	32,744	33,812	32,886	33,171
	対応策	45,699	34,666	32,744	33,812	32,886	33,171
南西部	量の見込み	6,646	8,502	8,023	7,783	7,544	7,184
	対応策	6,646	8,502	8,023	7,783	7,544	7,184

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士等の確保を支援し、実施体制を維持に努める。

(12) 一時保育事業（幼稚園型を除く） <一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）>

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1・2・3号認定以外の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出。

【量の見込みと対応策】

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	利用者数	6,780	6,633	6,082	5,871	5,706	5,634
対応策	保育所・認定子ども園・幼稚園における一時保育	5,243	5,243	4,741	4,574	4,425	4,371

ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	318	287	277	268	265	261
くるるん・児童センター・トワイライトでの一時預かり	1,219	1,103	1,064	1,029	1,016	1,002

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士の確保を支援し、実施体制の維持に努める。

(13) 病児保育事業

【量の見込みの算出方法】

0-11歳の人口推計に、直近年度（令和5年度）の利用実績等を勘案して、算出。

【量の見込みと対応策】

		実績見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数	5,445	5,255	5,063	4,912	4,742	4,646
対応策	利用人数	14,553	15,423	15,367	15,479	15,423	15,451

【対応策の内容】

病児保育施設の実施体制の維持を支援するとともに、届出された企業主導型保育事業での病児保育の利用促進を図り、感染症の流行時期などの利用の平準化を図る。

(14) ファミリー・サポート・センター事業 <子育て援助活動支援事業（就学児のみ）>

【量の見込みの算出方法】

6-11歳の人口推計に、直近年度（令和5年度）の実績を勘案して算出。

【量の見込みと対応策】

		実績見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	活動件数	519	510	499	482	466	453
対応策	活動件数	519	510	499	482	466	453

【対応策の内容】

今後も引き続き、様々な機会を捉えた事業の周知・啓発を行なうことにより、新たな会員の確保に努め、また、会員同士のコミュニケーションを深める取組を行い、実施体制を維持する。

(15) 妊婦健康診査事業 <妊婦に対する健康診査>

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の0歳児数に対する妊娠届出比率と平均受診回数を勘案して算出

【量の見込みと対応策】

(単位:人・回)

		実績 見込み	推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	妊娠届出数	2,085	1,921	1,897	1,882	1,865	1,852
	健診回数	25,020	23,052	22,764	22,584	22,380	22,224
対応策	健診回数	25,020	23,052	22,764	22,584	22,380	22,224

【対応策の内容】

今後も引き続き、産科医療機関等と情報交換・連携を行い、厚生労働省が示す健診実施基準に沿った実施体制を確保していくとともに、妊娠届時の専門職による窓口対応等において、妊婦健診の必要性の周知を図る。

(16) 副食費補足給付事業 <実費徴取に係る補足給付を行う事業>

【対応策の内容】

施設型給付費の対象外の幼稚園に対し、利用者が支払うべき副食の提供に対する費用の一部を助成する。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【対応策の内容】

子ども・子育て支援事業について、地域の供給体制等を勘案した上で、多様な事業者の参入や能力活用について検討する。

(18) 要保護児童対策地域協議会事業 <子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

【対応策の内容】

警察署、児童相談所、医師会、市幼稚園協会、市保育協会、民間団体及び久留米市などで構成される「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けたこどもをはじめとする支援対象児童等に関する情報交換や具体的な支援内容などについて協議を行っている。

また、虐待に繋がるおそれがある場合や養育困難と思われる場合など、支援が必要な家庭については、ケース検討会議を開き、各機関の関係者が参集して具体的な対応を協議するなどして、育児に対する不安・負担の軽減や児童虐待の未然防止を図っている。

支援対象児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るために、今後も、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応できるよう努める。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

次回提示

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

次回提示

(21) 産後ケア事業

次回提示

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、学識経験者や事業主・労働者の代表者、教育関係者、こどもの保護者、こども・若者・子育て支援者等からなる「久留米市子ども・子育て会議」において毎年度各種施策の進捗状況を審議し、計画推進にあたっての意見や助言をもらい、より実効性のある施策展開を図ります。

### 2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「久留米市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

## 資料編

### 1 こども・若者及び子育てに関する基礎データ

計画策定に使用した各種基礎データを掲載、後日提示

### 2 各種調査結果の概要

計画策定に使用した各種基礎データを掲載、後日提示

### 3 こども基本法及びこども大綱

内容は後日提示

### 4 計画策定の経緯等

- ・ 会議経過
- ・ 子ども・子育て会議条例
- ・ 子ども・子育て会議委員名簿